様式第二十二号の七(第十三条の二関係)

(用紙A４)
0 0 1 1 1

合 併 認 可 申 請 書
(第１面)

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和　　年　　月　　日

申請者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行政庁側記入欄

	項番			
許可番号	01	大臣知事コード	国土交通大臣 知事 許可（般－特－　）	第　　号
許可年月日				令和　年　月　日
認可申請年月日	02			令和　年　月　日
合併年月日	03			令和　年　月　日
合併の理由	04			
合併の価格	05			円
引き続き使用する許可番号	06	大臣知事コード	国土交通大臣 知事 許可（般－特－　）	第　　号

＜合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項＞

合併後に営業しようとする建設業	07	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	1．一般 2．特定
認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業	08		1．一般 2．特定
商号又は名称のフリガナ	09		
商号又は名称	10		
代表者の氏名のフリガナ	11		
代表者の氏名	12		
合併後の主たる営業所の所在地市町村コード	13	都道府県名 ＿＿＿＿＿＿	市区町村名 ＿＿＿＿＿＿
合併後の主たる営業所の所在地	14		
郵便番号	15	－	電話番号

ファックス番号 ＿＿＿＿＿＿

資本金額等	16	資本金額又は出資総額	法人番号
		（千円）	

（用紙Ａ４）

（第２面）

兼業の有無 17 （1．有 2．無）　建設業以外に行っている営業の種類

許可番号 18 大臣知事コード　国土交通大臣知事許可（般特－　）第　号　許可年月日 令和　年　月　日

＜合併消滅法人に関する事項＞

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業 19 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）

商号又は名称のフリガナ 20

商号又は名称 21

代表者の氏名のフリガナ 22

代表者の氏名 23

主たる営業所の所在地市区町村コード 24　都道府県名　市区町村名

主たる営業所の所在地 25

郵便番号 26 －　電話番号

ファックス番号

資本金額等 27　資本金額又は出資総額　（千円）　法人番号

兼業の有無 28 （1．有 2．無）　建設業以外に行っている営業の種類

許可番号 29 大臣知事コード　国土交通大臣知事許可（般特－　）第　号　許可年月日 令和　年　月　日

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等　氏名　電話番号

ファックス番号

記載要領

1 「 地方整備局長 / 北海道開発局長 / 知事」、「国土交通大臣 / 知事」及び「般 / 特」については、不要のものを消すこと。

2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 太線の枠内には記入しないこと。

4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。

5 03「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。

6 04「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。

7 06「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。

8 07「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の( )内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロツク工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

9 08「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。

10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

（例　（株）A建設
　　B建設（有））

種　　類	略　　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

12　11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

13　12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

14　13「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄及び24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

　「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

15　14「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については―（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2―1―13のように記入すること。

16　15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ―（ハイフン）で区切り、例えば03―5253―8111のように左詰めで記入すること。

17　16又は27のうち資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。

　「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18　18又は29のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

　「許可番号」の欄の「大臣／知事」コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

　また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

　なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

19　1 9「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

20　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21　合併消滅法人(建設業者としての地位を承継させる者に限る。)が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

別紙一

（用紙A4）

役 員 等 の 一 覧 表

令和　　年　　月　　日

役員等の氏名及び役名等		
フ リ ガ ナ 氏 名	役 名 等	常勤・非常勤の別

1　法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2　「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

別紙二

（用紙A4）

営業所一覧表

行政庁個記入欄

区　　分　項番 811 3

許可番号　項番 812 3 大臣知事コード　国土交通大臣知事 許可（般-特-□□）第 6 10 号　許可年月日 11 令和□□年 13 □□月 15 □□日

（主たる営業所）

主たる営業所の名称　フリガナ

営業しようとする建設業　813　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　814　フリガナ　3 5 10 15 20 / 23 25 30 35 40

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　815　3 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　816　3 10 15 20 / 23 25 30 35 40

郵便番号　817　3 5 6　電話番号　10 15 20

営業しようとする建設業　818　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　814　フリガナ　3 5 10 15 20 / 23 25 30 35 40

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　815　3 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　816　3 10 15 20 / 23 25 30 35 40

郵便番号　817　3 5 6　電話番号　10 15 20

営業しようとする建設業　818　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）

記載要領

1　太線の枠内には記入しないこと。

2　□□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。

3　8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の(　)内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロツク工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

4　8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

5　8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については―(ハイフン)を用いて、例えば霞が関2―1―13□のように記入すること。

6　8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ―(ハイフン)で区切り、例えば03―5253―8111□のように左詰めで記入すること。

別紙三

営業所技術者等一覧表

令和　　年　　月　　日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載要領

1　「建設工事の種類」の欄は、合併認可申請書(別記様式第二十二号の七)別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土―9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の(　)内に示された略号とを―(ハイフン)で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)

「5」・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)

「8」・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゆんせつ工事(しゆ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロツク工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

2　「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載すること。